

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法令名	旅館業法	法令の番号	昭和 23 年法律第 138 号			
手続名	旅館業の許可取消、営業停止命令	根拠条項	第 8 条			
処 分 基 準	<p>下記の 1～4 のいずれかに該当するとき、知事は 期間を定めての営業の停止、又は 営業の許可の取消、の処分を行う。</p> <p>1 営業者が旅館業法又は旅館業法に基づく処分に違反したとき。</p> <p>2 法人である営業者で、その業務を行う役員のうち以下のいずれかに該当する者があるに至ったとき。 (1) 旅館業法又は旅館業法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者 (2) 旅館業法第 8 条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>3 営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業員が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したとき。 (1) 刑法第 174 条、第 175 条又は第 182 条の罪 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する罪（同法第 2 条第 4 項の接待飲食等営業に関するものに限る。） (3) 売春防止法第 2 章に規定する罪 (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪</p> <p>4 営業者が以下のいずれかに該当するに至ったとき。 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。) (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者 (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者 (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者 (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者 (8) 役員等(法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。))にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)に(2)から(7)までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人 (9)(2)から(7)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</p> <p>なお、「営業停止処分の期間」については、個々の事例について具体的に判断する必要があるため、処分基準を一律に定めることは困難である。</p> <p style="text-align: center;">の処分を行う場合は弁明の機会の付与、 の処分を行う場合は公開の聴聞を行う。</p>					
対応 区分	聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	保健福祉事務所	交付 機関	保健福祉事務所	目次 NO